

## 第6章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 美濃市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存、活用の現況と今後の方針

美濃市には、国指定等文化財及び県指定文化財、市指定文化財総数 135 件の有形、無形の文化財が市内全域にわたって分布している。それぞれの文化財は、恵まれた自然と風土の中、地域の生活と密接に関わり合いながら文化財保護法や関係条例に基づき適切に保存、継承及び活用されている。

有形文化財（建造物）は 26 件で、国指定 5 件、県指定 1 件、市指定 8 件、国登録 12 件あり、このうち城下町上有知地区の伝統的建造物群保存地区には、小坂家住宅をはじめ紙問屋の公開施設として活用されている旧今井家住宅や卯建連棟家屋があるほか、周辺地域には最古の近代吊り橋の美濃橋や川湊跡の上有知湊など国指定 2 件、県指定 1 件、市指定 3 件が分布する。また、和紙の里牧谷地区においては、国指定として現存する市内最古の禅寺長蔵寺に安置される舍利塔及び須弥壇と市指定の真木倉神社がある。

有形文化財（美術工芸品）は 85 件で、国指定 16 件、県指定 24 件、市指定 45 件がある。このうち、この地方で活躍した円空作の仏像など彫刻が最も多く 16 件、次いで美濃まつりで用いられる祭礼古面などの工芸品 3 件、絵画 6 件、古文書 2 件及び観音寺山古墳から出土した方格規矩四神鏡などの考古資料 2 件である。

無形文化財は、いずれも美濃紙関連のもので国指定の本美濃紙と市指定の美濃手漉和紙用具製作技術の 2 件である。

無形文化財（民俗）は、伝統的建造物群保存地区を中心に行われる美濃流しにわか（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）と牧谷地区一帯で行われる農家の伝統行事虫送り（2 地区）などの 5 件である。

記念物は、県指定文化財（建造物）の洲原神社一帯を指定する洲原神社ブッポウソウ繁殖地（国指定）と、重要文化財である大矢田神社一帯の楓谷のヤマモミジ樹林（国指定）などの 6 件である。

伝統的建造物群保存地区は、江戸時代以降に築かれた商家町群 1 件が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



上野虫送り（市指定文化財）



洲原神社拝殿、楼門（市指定文化財）

このほか、指定文化財の周辺には歴史上価値の高い文化財も多数残っており、これらの調査研究を進め、条件が整ったものから指定文化財として指定、登録し、必要な保護措置を取る。

国、県及び市指定文化財のうち個人所有物は小坂家住宅など6件、長蔵寺や清泰寺などの寺院関係が7件、伝統芸能、技術等の無形文化財の保存会等が4件となっている。有形文化財については学術調査等に基づく修復を必要に応じて実施しているほか、所有者等の理解のもと公開を行っている。

無形文化財については、記録作成等を実施しているが、特に美濃手漉和紙用具製作技術は桁の製作や簀編み製作の後継者育成を、本美濃紙保存会と連携して実施している。

文化財の保存活用計画については、文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、美濃市文化財保護条例及び美濃市伝統的建造物群保存地区条例に基づき、適切な保存及び活用のために必要な措置を講じている。また、必要に応じて美濃市文化財保護委員会に諮問し、その保存、管理及び活用方法等について調査、研究及び検討をしている。

今後も引き続き、文化財の保存活用に努めるとともに美濃市歴史文化基本構想を策定し、市内に点在する文化財を周辺環境も含め総合的にとらえる中で、新たな価値を見出し、地域の生活の中で文化財の保存、活用をする機運を高め、伝統的な知と技を継承していく。

## **(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針**

文化財が適切に保存されるためには、計画的な修理を実施するとともに、所有者の適切な管理や、文化庁や県教育委員会との連携が必要である。

現状変更等を伴う修理や整備等を行う際は、文化財保護法等に基づき適切な手続きをとるとともに、美濃市文化財保護委員会や美濃市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえるとともに、専門委員等の指導と助言を得ながら実施する。また、文化財等の学術調査や研究作業を行い十分な証拠に基づく適切な措置をとるとともに、不明な場合は修理等にあわせて詳細調査を実施し、修理記録などの情報整理により将来に向けた資料作成も行うこととする。

なお、文化財の棄損や災害等による被害を最小限にとどめるためには、市をはじめ所有者等による日常的な点検も重要であり、こうした連絡、連携体制についても整備を進める。

## **(3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針**

美濃和紙の里会館は、一般的な和紙全体に関する展示施設となっており、この地方における伝統的な手漉き和紙について十分に理解できる施設とはなっていない。重要無形文化財の本美濃紙について専門に調査研究するとともに、その技法等の保存継承、展示、情報発信する機能を兼ね備えていないため、美濃紙の文化財としての存在と価値が広く理解できるとともに、美濃紙に係る伝統的技術の保存継承と将来を見据えた技術開発等が行える施設となるよう、同会館の機能の強化を検討する。

このほか、市内に点在する歴史文化資産を広く理解し、より一層の関心を高めるためにはこ

れらを有機的に結び付けるネットワークの強化を進める。

また、牧谷地区に点在する紙漉き集落において、紙屋や川屋のほかに山や河川といった自然環境を取り込んだ一体的な文化財散策ルート等を設定することで、この地方における手漉き和紙の生産、繁栄を十分に認識してもらうことが可能となる。



美濃和紙の里会館の展示室

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財を保存、活用する上では、文化財と文化財を取り巻く周辺環境を一体的にとらえて保全する必要がある。

美濃市では、平成 21 年度に市内全域を景観区域とする景観計画を策定し、恵まれた自然環境とその中で育まれてきた歴史や伝統文化等を美濃市らしい歴史的景観と位置付け、次世代に継承するための施策を展開してきた。特に、美濃市らしい特徴ある景観を有する区域で良好な景観の形成が望まれる地区を景観計画誘導区域に指定し、将来的な景観計画重点区域への移行を目指し、地域住民の合意形成を目指している。景観計画重点区域においては、区域毎に届出対象行為を設定し景観形成基準を定め、地域独自の良好な市街地景観を形成する。

また、都市計画法に基づく地域地区の指定は用途地域の指定のみであるが、重要伝統的建造物群保存地区における保存計画や屋外広告物条例により、歴史的建造物等がつくる歴史的景観の保全や看板類の規制、誘導等を進める。保存計画については作成当初から 10 年余りが経過していることから、保存区域の拡大等を含め内容の精査等を行っていく。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

美濃市では近世以降、地震による災害は濃尾震災（明治 24 年、1891）により家屋全壊 2 件、半壊 6 件の記録が残るのみである。また、「うだつの上がる町並み」は、享保の大火（享保 8 年、1723）によりまちの 3 分の 2 が焼失する火災に見舞われている。一方、風水害では伊勢湾台風（昭和 34 年、1959）や長良川の氾濫による河川水害に度々見舞われている。

文化財を、地震や風水害等の自然災害及び火災や盗難といった人的災害などから守るため、文化財所有者等による日常の管理を徹底するとともに、文化財の規模や構造、配置等に応じた防災・防犯体制を整備する。また、必要に応じて耐震設備や防火設備、防犯設備の設置及び更新を図るほか、防災意識の高揚を図るため、所有者、管理者、地域住民等が一体



文化財防火訓練（長蔵寺）

となった防火訓練を定期的を開催する。

現在、防火訓練については文化財防火デーにあわせて毎年1月に実施しているが、これ以外でも防火、愛護ポスターの掲示やチラシ等を配布し、所有者や管理団体等への啓発も図る。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財に対する市民意識の高揚を図るため、だれもが気軽に参加できる展示会や講演会、文化財専門職員による学習会等を開催するほか、必要に応じて文化財愛護団体等が行う普及、啓発活動等へ支援を行う。また、文化財所有者等の理解のもと、文化財の公開を積極的に支援し、だれもが気軽に文化財に親しめる機会を設定するとともに、伝統芸能等の継承者を育成するため地域組織や保存会等が行う講習会や発表会、小中学校で行われるクラブ活動等に対し積極的に支援を行う。

このほか、文化財の案内看板や標柱の設置、解説、説明書等の作成などを行い、市民が日常的に広く文化財に親しめる工夫をする。特に案内看板等を設置する際は統一的なデザインによりだれもが簡易に理解できるよう配慮する。



小学校の課外授業として行われる発掘教室

#### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

美濃市内には旧石器～近世にかけて237件の埋蔵文化財包蔵地がある。埋蔵文化財の取り扱いに関しては、教育委員会と開発行為等の関連部局が連携を密にし、開発等に当たっては事前に協議を行うよう開発事業者等に指導を行っている。

包蔵地における開発等は、文化財保護法や関係条例等に基づき、文化庁や県等の指導及び助言を得ながら適切な手続きを行い、開発行為等により埋蔵文化財が滅失又は損傷されないように注意を払っている。また、包蔵地以外においても同様に必要な手続きを行い、新たな発見の場合は、開発事業者等の協力により現状保存や記録保存等の必要な措置を協議している。

#### (8) 文化財の保存、活用に係る美濃市教育委員会の体制

教育委員会事務局に入づくり文化課があり、同課の中に文化財・町並み景観保全室を設置し、専門技師3名(埋蔵文化財)により文化財の保存や活用に関する業務全般及び、伝統的建造物群保存地区を中心とする町並み保全事業も行っている。今後、歴史的風致形成建造物の修理や伝統的建造物群保存地区の拡大や保存計画の見直しを進めるにあたり、歴史建造物の専門的知識が必要となるため歴史建造物の専門職員の配置を検討していく。また、小倉山城跡や小倉山城城下町遺跡は金森長近のまちづくりや城郭構造を詳細に解明できる遺跡であり、発掘調査



等による成果は今後の歴史まちづくりの骨格となる。これらを有効に保存し活用を図るためにも、埋蔵文化財の専門職員の増員も検討していく。

教育委員会の諮問機関としては、美濃市文化財保護条例に基づき、美濃市文化財保護委員会を設置するとともに、美濃市伝統的建造物群保存地区保護条例に基づく美濃市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置し、教育委員会の諮問に応じ文化財及び伝統的建造物群保存地区における建造物等の保存、活用、その他必要と認められる事項に関し調査、審議し、教育委員会に建議している。



文化財保護委員会

美濃市文化財保護委員会は委員数 5 名で構成され、各分野は以下のとおりである。

古代 1 名、中世 1 名、近世 1 名、文化財全般 1 名、建築史 1 名

美濃市伝統的建造物群保存地区保存審議会は委員数 10 人で構成され、各分野は以下のとおりである。

建造士 1 名、建築史 1 名、地域代表 8 名

#### (9) 文化財の保存、活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び体制整備の方針

美濃市における文化財の保存、活用に積極的に取り組んでいる団体等は「美濃市の文化財を守る会」、「美濃の町並みを愛する会」、「町並み案内ボランティア」があり、各団体は定期的に例会や研修会を開催し、文化財の保存活動に取り組んでいる。また、「本美濃紙保存会」では毎年後継者育成と技術継承が行われている。

今後は、文化財の保存及び伝統芸能等の技術継承等のため、人材育成をはじめ団体の設立等を積極的に支援し、地域住民の手による文化財保護事業を展開する。



本美濃紙保存会総会

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存、活用の現況と今後の具体的な計画

#### 【城下町上有知地区】

重点区域の城下町上有知地区には、国、県指定文化財及び市指定文化財総数 23 件の有形、無形の文化財がある。指定文化財については学術調査等に基づき、文化庁、県及び関係機関の指導を得ながら計画的に修理（整備）を実施するとともに、小倉山城跡や清泰寺など学術調査等が未実施のものは調査、研究、必要に応じて記録作成を行い、文化財保護に必要な情報整理を行う。また、伝統的建造物群保存地区は、建造物等の最新の調査研究等に基づき修理、修景基準等を見直すとともに、周辺地区における歴史的建造物等の調査を進め、その区域拡大を検討する。さらに、中世以降の歴史をもつ美濃まつりについては、その形成過程が複雑であり伝統の中に現代的要素も取り込んだ形態となっている。祭礼行事や伝統芸能を継承するためには、こうした歴史的過程も含めた調査研究が必要であり、あわせて祭礼用具等の修理、修復を計画的に行うための保存計画の作成に努める。

#### 【和紙の里牧谷地区】

重点区域の和紙の里牧谷地区には、国、県指定文化財及び市指定文化財総数 13 件の有形、無形の文化財がある。歴史的風致の核となる長蔵寺舍利塔及び須弥壇は昭和 50 年（1975）に修理が行われており、その際行われた学術調査の結果に基づき、今後も引き続き適正な維持管理に努める。

重要無形文化財の「本美濃紙」については、手漉き技術の継承として後継者育成を平成時代に入り本格的に実施しているが、新たに美濃手漉き和紙協同組合と連携して、若手組合員を中心に本美濃紙保存会の研修生として、本美濃紙の伝統的紙漉き技術の継承を行う。また、原材料の「那須楮」について、栽培農家の減少により生産量が少なくなり、年々その確保が難しくなる状況にあり、本美濃紙保存会では楮栽培農家の現地視察、交流を平成 21 年度から始めている。本来、「美濃紙」の原材料であった「津保草」といわれる楮の栽培も検討していく。紙漉きに使われる用具等の製作技術も後継者不足となり、桁の製作技術、簀編みの製作技術、紙屋刷毛の製作技術を継承していく必要がある。重点区域内に設置されている美濃和紙の里会館の機能を強化し、用具製作技術の後継者育成の保護に重点を置いた施策、また、本美濃紙後継者育成機関など総括的機関の設置を検討する。

歴史的建造物としては、この地域独特の伝統的  
家屋である紙屋の保存、修理を実施していく。また、現存する川屋や水路等も歴史的風致に寄与する施設であり、保存、修復を実施していく。



美濃和紙の里会館で行われる簀編みの研修

## (2) 文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画

指定等文化財については、現状変更を行う場合は文化財としての価値を損なうことがないよう文化財保護法及び関係条例に基づく手続きを踏まえ、文化庁、県などの指導、助言を得ながら実施する。

### 【城下町上有知地区】

#### 美濃橋

美濃橋は、大正5年（1916）に建設された現存する国内最古の近代吊り橋である。川湊周辺の水運、川文化を伝える歴史的資産であり、隣接する川湊灯台とともに本市特有の歴史的景観を形成している。

床板の交換やトラスの塗装など定期的な小修繕は行っているが、本格的な大規模修理は行われておらず橋脚等に破損箇所も見られることから、平成24～27年度の4カ年で大規模修理を行う。修理にあたっては、平成19年度に策定した保存整備計画に基づき適切に実施する。



美濃橋と小倉山を望む

（重要文化財美濃橋保存修理事業：平成24年度～平成27年度）

#### 伝統的建造物群保存地区

美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区の周辺に位置する歴史的建造物等の調査研究を進め、保存地区の保存整備計画の見直しや保存地区の拡大の検討を進める。また、修理、修景基準の見直しを行う。

（伝統的建造物群保存地区保存修理事業：平成23年度～平成32年度）

#### 歴史的建造物

伝統的建造物群保存地区周辺に残る伝統的の家屋や社寺等は、城下町の歴史的景観を構成する重要な要素であるが、所有者の高齢化や空き家化により十分な維持管理がされないため、建物本体をはじめ外塀などの老朽化が著しい。

このため、所有者や管理者等と協議が整った建造物等については、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施する。特に、殿町に位置する旧須田万右衛門邸（市所有）については学術調査を実施し、調査結果を踏まえた保存修理を実施するとともに、公開施設として活用する。



旧須田万右衛門邸（市所有）

また、近代美濃町の繁栄の象徴であった、旧名鉄美濃町線美濃駅本屋、プラットホーム及び線路（登録有形文化財）は、現在公開施設となっているが、老朽化が著しく、修理を行い観光施設としての活用を検討するほか、本屋前の空地を小公園として整備する。

（旧須田万右衛門邸保存活用事業：平成24年度～平成26年度）

（旧名鉄美濃駅駅前広場整備事業：平成24年度）



### 小倉山城跡、清泰寺

小倉山城、城下町、清泰寺、川湊は歴史的経緯を鑑み、美濃市のまちづくりの重要な中核となる歴史的遺産である。小倉山城は金森長近により築城されたが、わずか11年で破却されている。そのため城郭構造等不明な点が多く、城下町である伝統的建造物群保存地区そして金森家菩提寺である清泰寺と一帯的に調査研究し整備していく。



小倉山城跡出郭の石垣(市指定文化財)

小倉山城跡は、城郭の一部が崩落しており危険な状態となっているため、緊急調査を実施し崩落箇所の復旧整備を行う。

清泰寺には金森家やまちづくりに関する歴史資料が残されているため、詳細な学術調査を行うほか、庫裏や本堂等の建造物についても学術調査を行い、文化財指定を検討していく。

(城下町上有知調査研究事業：平成24年度～平成25年度)

### 【和紙の里牧谷地区】

#### 歴史的建造物

牧谷地区に残る手漉き和紙製造家屋である紙屋や、製造工程の「ちり取り」で用いられる川屋は、美濃紙を育んできた清流板取川と背景の山々の中で、歴史的風致を構成する中核の存在となっている。しかし、紙漉き職人の高齢化や廃業等により空き家となり十分な維持管理がされていないため、建物の老朽化が著しい。このため、所有者や管理者等と協議が整った建造物等については歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を検討する。



勤兵衛さんの川屋(市指定文化財)

(紙屋、川屋保存整備事業：平成23年度～平成32年度)

### (3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する具体的な計画

#### 【城下町上有知地区】

小倉山城は市民公園として整備されており、市民が身近に感じることができる文化財である。小倉山城跡の学術調査を踏まえ、城郭や周辺景観を損なうことがないように配慮しつつ、城郭内に小倉山城をはじめ城下町の歴史を学ぶことができるガイダンス施設及び案内看板や説明板を検討する。

また、伝統的建造物群保存地区と川湊を結ぶ港町筋や清泰寺前から殿町筋にかけて、城下町上有知の発展を支えた川湊跡へのアプローチ路として案内看板や文化財説明板を設置する。



小倉山城跡(市指定文化財)



このほか市内には、主に近世以降の城下町上有知の歴史や文化等を紹介、展示する施設として旧今井家住宅内に美濃史料館があるが、商家の土蔵等を一部利用していることから展示施設又は文化財の収蔵施設として十分に機能していない。また、展示等内容も歴史的、地域的に限定されていることから、今後はより一層の資料等収集とそれらを展示するための施設改修、整備が必要であり、新たな歴史資料館等の整備を検討する。



旧今井家住宅・美濃史料館

(美濃橋及び川湊公園周辺整備事業：平成 24 年度～平成 27 年度)

#### 【和紙の里牧谷地区】

美濃和紙の里会館を、本美濃紙を中心とする美濃手漉き和紙の生産と製造に係る伝統技術の保存継承施設として新たに位置付け、資料収集及び記録作成、デザインや新市場の開拓などの調査研究の実施を検討する。



美濃和紙の里会館とわくわくファーム

また、美濃和紙の里会館周辺を、和紙の製造工程や関連する祭礼、伝統芸能等を巡るみちとして、案内看板、説明板等の整備を進める。

(美濃和紙の里会館機能強化事業：平成 24 年度～平成 32 年度)

(本美濃紙保存伝承事業：平成 23 年度～平成 32 年度)

(美濃紙企画展開催事業：平成 23 年度)

(美濃和紙後継者等支援事業：平成 23 年度～平成 32 年度)

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

平成 21 年度に策定した景観計画に基づき、景観計画誘導区域の川湊地区、蕨生地区において、地区内の建造物や生け垣、樹木等を調査し、地区独自の景観形成基準を策定し良好な市街地景観の保全に努める。また、景観形成基準に基づく修理、修景の支援を行う。また、伝統的建造物保存地区と観光駐車場を結ぶ市道の美装化を行う。

(旧牧谷街道景観整備事業：平成 25 年度～平成 32 年度)

(和紙の里環境整備事業：平成 23 年度～平成 32 年度)

(市道小倉公園線整備事業：平成 25 年度)

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

伝統的建造物群保存地区の耐震補強工事を推進していくとともに、火災警報機などの消防設備の設置について、事業補助として設置を推進している。また、地区消防団や消防署と連携して、文化財防火訓練を毎年実施し地域住民の防災意識の高揚に努めている。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

文化財に対する市民意識の高揚を図るため、重点区域における統一的な文化財の案内看板や標柱の設置、解説、説明書等の作成を行う。特に、城下町上有知地区と和紙の里牧谷地区の関連性を説明する資料は現在ないため、両者を一同に説明するパンフレット等を作成し、本市の歴史的風致について理解を深めてもらうよう努める。



広岡町祭礼用具

無形文化財、無形民俗文化財については、保存団体や愛護団体等が行う普及、啓発活動等に対し、助成支援を行うほか、適切な保存、継承活動ができるよう祭礼用具等の計画的な修繕や、だれもが気軽に参加できる講習会や講演会、発表会等の開催についても支援を行う。

(伝統芸能等調査研究保存整備事業：平成 23 年度～平成 32 年度)

(祭礼用具等整備事業：平成 23 年度～平成 32 年度)

(美濃学普及啓発事業：平成 23 年度～平成 32 年度)

#### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

城下町上有知地区は、小倉山城跡、小倉山城城下町遺跡、倉津遺跡等 9 件の埋蔵文化財包蔵地がある。開発等による現状変更には文化財保護法に基づく指導を実施し、発掘調査等を行っていく。重点区域内には小倉山城跡、小倉山城城下町遺跡など金森長近のまちづくりの重要な遺跡が広大に位置するため、発掘調査の成果は今後のまちづくりの重要な要素となり有効な保存活用を行う。また、港町には、縄文時代草創期の岩陰遺跡があり、港町から清泰寺や八幡神社へ向かう中間に位置し、文化財散策ルートとして重要な位置にある。昭和 50 年代に発掘調査が一部実施されたが、遺跡の全体像は把握されていないため、学術調査を実施し、遺跡公園として整備を検討する。

(城下町上有知調査研究事業：平成 24 年度～平成 25 年度)

## (8) 文化財の保存、活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的計画

重点区域内では以下の団体が、文化財の保存や活用の取り組みを行っている。

### 「美濃の町並みを愛する会」

伝統的建造物群保存地区を中心に保存活動を平成5年（1993）から行っている。会員数164名で、うだつの上がる町並みの保存、研究、全国町並みゼミ等への参加を行う中核組織である。

### 「町並み案内ボランティア」

現在会員数は16名で、「うだつの上がる町並み」の観光案内ボランティアを行っている。また、町並み案内のための研修会等を実施し、観光案内は年間で350回前後を実施している。

### 「美濃市の文化財を守る会」

会員数は213人で、美濃市内の文化財の保存や啓発活動を行っている。会報「宇太都」を年2回発行し、研修会を行っている。

これらの市民団体の活動は地域コミュニティの中核となっており、活動への助成や組織活動の維持や活性化を支援していく。また、活動賛同者の新たな育成にも努める。



町並み案内ボランティアによる説明



